

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2 - 1 - 1： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、学則第 16 条の目的に沿い、広い視野と豊かな人間性の上に、深い教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員の養成と、生涯学習社会における広い意味での教育者の養成を使命としている。

本学の教育学部では、この 2 つの使命をそれぞれ学校教育教員養成課程及び総合教育課程が担っている（資料 2 - 1 - 1 - A）。それぞれの課程は、コース、専修という教育組織で構成される。この階層構造ごとの共通科目が用意されている。2 つの課程は、以下のそれぞれの教育方針（資料 2 - 1 - 1 - B）のもと、4 年間にわたって系統的なカリキュラムを展開している。また、2 つの課程に対するそれぞれの大学教員の関与の仕方を明確にするために、主担当と副担当の区別を明らかにして、責任指導体制を明確にしている（別添資料 2 - 1 - 1）。

資料 2 - 1 - 1 - A 教育学部課程等一覧

課 程	コ ー ス	専 修
学校教育教員養成課程	教育・発達基礎コース	教育学専修 心理学専修 幼年教育専修 特別支援教育専修 (生活科教育専修)
	言語・社会コース	国語教育専修 社会科教育専修 英語・国際理解教育専修 (生活科教育専修)
	理数・生活科学コース	数学教育専修 理科教育専修 技術教育専修 家庭科教育専修 (生活科教育専修)
	身体・表現コース	音楽教育専修 美術教育専修 保健体育専修 (生活科教育専修)
総合教育課程	文化財・書道芸術コース	古文化財科学専修 文化財造形専修 書道芸術専修

総合教育課程 (前頁より)	環境教育コース	地域環境専修 自然誌専修
	科学情報コース	情報数理専修 物質科学専修

出典：2006 年大学概要

資料2 - 1 - 1 - B 教育学部各課程での教育方針

<p>学校教育教員養成課程での教育方針</p> <p>学校教育教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、養護学校という学校種別の枠を越えて、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえた幅広い実践的指導力をもった教員を養成する課程である。主に次の四つの力量の形成を目指している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 義務教育を幅広く見渡し、学校種に柔軟に対応できる教育的力量 2) 授業・教育指導のための実践的力量 3) 問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量 4) 現代的課題への積極的な対応力 <p>総合教育課程での教育方針</p> <p>総合教育課程は、21 世紀にふさわしい学際性と総合教育的視野をもって、学生の豊かな感性と資質・能力を培う新時代対応型の課程として設置され、多様な今日の広域的かつ緊急な課題や要請に対し、それに応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成することを目指している。</p>
--

【分析結果とその根拠理由】

本学教育学部の 2 つの課程は、学士課程における教育研究の目的を果たすため明確に組織化され、かつ適切に運用されていると考えられる。

それぞれの課程は、授業や種々の教育活動で相補的な役割を持ちながらも、責任指導体制のもと、独自の特色と教育成果を打ち出していると評価できる。

観点 2 - 1 - 2 : 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

本学学士課程の授業科目は、一般教養教育と専門教育との 2 つに大別され、それぞれが有機的に関連づけられて授業科目区分を構成している。

一般教養教育には、2 課程を対象とし、「幅広く、深い教養や総合的な判断力を養い、豊かな人間性の形成」をめざした「学部共通科目」と、学校教育教員養成課程を対象とし、幅広い教養的内容を含み込んだ基礎教育としての「学校教育基礎科目」とがある。

くわえて本学では、専門教育科目についても、教員を養成する基礎として、問題解決能力や多様な価値観等の育成をめざして、広義の教養教育的性格を持たせた内容をもって展開してきた。具体的に見ると、学校教育教員養成課程の専門教育は、基本的には教育職員免許法に規定されたものであるが、本学では、義務教育を幅広く見通し、異校種に柔軟に対応できる教育的力量の基礎形成をめざす内容編成となっている。他方、総合教育課程の専門教育は、現代的な課題（生涯学習社会、国際化、情報化、環境問題等）に応える総合的で横断的にして学際的な視点と、広い意味での教育者養成の視点を構成原理としてカリキュラム編成を行っている。

教養教育の実施体制としては、次の4つの組織がある。教育研究評議会傘下の教育企画委員会は、教育課程及び教育方法に関する方針を審議する組織である（別添資料2-1-2-1）。この審議に付するための原案作成や教育課程の開発を担うのが教育課程開発室である（別添資料2-1-2-2）。次に、教養教育の実施・運用は教授会傘下の教務委員会で審議される（別添資料2-1-2-3）。更に、教養教育を含むすべての授業内容の改善・充実を図るため、教授会傘下でファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が設置されている（別添資料2-1-2-4）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、一般教育科目はもとより、専門教育科目においても広義の教養教育的性格を持たせた内容を展開している。その実施体制としては、教育課程開発室、教育企画委員会、教務委員会及びFD委員会が有機的に連携しており、適切な実施体制となっている。

観点2-1-3： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学大学院では、学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授・研究し、高度専門職業人としての教員等の教育者の養成を使命としている。この実現のため、教育学研究科（修士課程）を3つの専攻で構成し、さらにその専攻を、いくつかの専修に区分した教育組織としている（資料2-1-3）。また、現職教員の就学支援のため、昼夜開講制度、長期履修学生制度、大学院修学休業制度が用意されている。

資料2-1-3 教育学研究科（修士課程）専攻・専修一覧

専 攻	専 修
学校教育専攻	教育科学専修 教育心理学専修
教育実践開発専攻	カリキュラム開発専修 教育臨床・特別支援教育専修
教科教育専攻	国語教育専修 社会科教育専修 数学教育専修 理科教育専修 音楽教育専修

教科教育専攻 (前頁より)	美術教育専修 保健体育専修 英語教育専修 生活科学教育専修
------------------	--

教員組織については、学校教育専攻と教育実践開発専攻では専攻に対応した講座組織とする一方、教科教育専攻では9つの専修に講座が対応し、それぞれ指導体制を明確にしている。本学大学院は、教員養成大学の中では比較的早期に設置され、設置後20年を経た平成16年度に改組されて現在の3専攻の組織となった。特に、教育実践開発専攻では教育実践に関する現代的な諸課題の解決能力育成を図っているが、この教育目標は、現在(平成18年10月)設置準備中の教職大学院での活動で更に具体化されると期待される。

【分析結果とその根拠理由】

高度専門職業人としての教育者の養成のため、体系的なカリキュラムを組んでいる。

本学大学院における3専攻13専修の教育組織は、現職教員の就学支援のためのしくみなどと合わせ、教育学研究科(修士課程)として、学校教育の高度化と多様化を踏まえつつ、体系的なカリキュラムに従い、教育に関する諸科学の理論と実践を教授・研究し、高度専門職業人としての教員等、教育者を養成するという教育研究の目的を達成する上で適切なものと言える。

観点2-1-4： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、平成4年度より、「特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成すること」(国立大学法人奈良教育大学学則第21条および奈良教育大学特殊教育特別専攻科規則第2条)を目的として、特殊教育特別専攻科を設置している。専攻は情緒障害である。上記「目的」は「主として現職教員を対象」としているが、それに加えて、教育・福祉分野で情緒障害教育に携わろうとする社会人にも入学の門戸は開かれており、現職教員を中心とした社会人を対象として開設されているとも言える。学生定員は15名である。

特別専攻科には一種免コースと専修免コースの2コースがある。養護学校教諭一種免許状を有する者を対象とするのが専修免コース、同免許状を有しない者は一種免コースである。それぞれのコースの履修課程表に基づいて30単位以上修得することが修了要件である。3つの授業科目が用意され、一種免コースには養護学校での教育実習が必修科目として課されている。所定の単位を修得することにより養護学校教諭一種免許状または養護学校教諭専修免許状を取得することができる。

修業年限は1年であるが、2年にわたり履修することも可能である。ただし、2年を超えて在学することはできない。

特別専攻科の長所として、次の3点が挙げられる。

- 1) 小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教員免許状を有していれば、1年間で養護学校教諭免許状(一種または専修)が取得できる。

- 2) 現職教員、現職教員以外の社会人、4年生大学を卒業した学生などいろいろな年齢層の学生で構成されている。とりわけ、若い学生にとって得るところが多い構成であるとともに、現職教員や社会人にとっても若い力に良い刺激を受ける。
- 3) 教育現場では教育実践や学校運営等に忙殺されがちな現職教員にとって、1年間の教育期間は、専門知識を身に付けると同時に、気持ちをリフレッシュさせ、教師活動でのマンネリ化を防ぐ良い機会となる。

教育委員会派遣の現職教員は、奈良県を中心に、兵庫県、和歌山県からも派遣されている。教育委員会派遣の現職教員は全て教育現場に戻り、障害児教育のスペシャリストとして養護学校や障害児学級で中心的な役割を担って活躍している。

特別専攻科に対応する基幹的な教員組織は、教育実践開発講座に所属する専任教員5名（特別支援教育分野4名、教育臨床分野1名）であり、これに非常勤講師の協力を得てカリキュラムを展開している。専任教員の専攻は、障害児教育学、障害児心理学、小児神経学、児童青年精神医学、障害児教育方法学がそれぞれ1名ずつであり、いずれも学士課程と兼担であるものの、養護学校教員養成の課程認定に必要な水準を満たすものとなっている。

なお、特別支援学校免許制度の発足に伴い、現行の特殊教育特別専攻科（情緒障害専攻）は、平成19年度より、特別支援学校免許状（一種および専修）の取得が可能な「特別支援教育特別専攻科」に改組する予定である（課程認定申請中）。新たな「特別支援教育特別専攻科」では、従来の情緒障害専攻の蓄積を生かしつつ、発達障害等新たな課題への対応を図るため、「情緒障害・発達障害専攻」として、専攻の幅を広げることになっている。

【分析結果とその根拠理由】

本学に設置されている特殊教育特別専攻科の教育研究組織については、学生定員、専攻およびコースの設定、カリキュラム、担当する教員組織（指導体制）のいずれにおいても、その目的を達成する上で適切なものと言える。とりわけ、「情緒障害専攻」という専攻設定は、近隣の他大学にはないユニークなものであり、専任教員の専門性を生かしつつ、近隣府県を含む地域のニーズに適切に応え得るものである。特別支援教育への移行という新たな課題に対して、従来の蓄積を継承しつつ、「情緒障害・発達障害専攻」として、積極的な対応を図ろうとしている点も評価される。

問題点として、学生数が定員を満たさない年度があることである。教育委員会派遣の現職教員の増員を教育委員会に働きかけると同時に、特別専攻科の存在をより広くアピールしていくことが必要である。

観点 2 - 1 - 5 : 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、大学附置施設として学術情報研究センターと保健管理センターがあり、教育学部附属として教育実践総合センターと自然環境教育センターがある。また、平成18年度末において、特別支援教育研究センターが設置された。

学術情報研究センターは、本学の教育研究に資することを目的とし、図書館部門、情報基盤部門及び研究開発部門より構成されている（別添資料 2 - 1 - 5 - 1）。それらは、書誌情報の収集・発信、電子メディアによる学術情報の伝達と普及でのインフラ機能、また伝統ある教育資料の保管と展示の役割を担っている。

保健管理センターは、学生および教職員の身体的・精神的な健康を一元的に管理することを目的とした組織で

ある(別添資料2-1-5-2)。各種健康診断による健康管理のみならず、学生や教職員の自発的な健康増進に貢献する情報提供、啓発活動を展開している。

教育実践総合センターは、教育実践研究部門、情報・メディア教育部門、教育臨床研究部門及び教材開発実践利用部門で構成される(別添資料2-1-5-3)。教師教育に関する研究と指導、教育実習のコーディネート、教育メディアの利用と情報処理教育の指導、学校におけるいじめ・不登校に関する教育臨床研究、物質の微視的世界に関する新規な教材開発研究等の活動内容を持つ。学校支援・コンサルテーション及び奈良県教育委員会・教育研究所との連携活動等で、大学と地域とを結ぶ「Hub」的役割を持っている。

自然環境教育センターは奈良実習園と奥吉野実習林で成り立っている(別添資料2-1-5-4)。自然環境教育に関する理念の確立・方法の研究と開発・教材の開発・実践的指導者の養成・施設と設備の開放・公開講座の実施・両施設の運用管理の目的を持っている。

特別支援教育研究センターは、特別支援教育の全国展開を踏まえ、障害や発達上の困難を持つ子ども・青年に必要な教育および関連諸サービスに関する理論的研究と実践的な取り組みを総合的に進めることを目的としている。センターは発達支援部門と教育実践支援部門で構成され、教育実践モデル開発機能と地域連携の2つの機能を持っている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育研究の目的を達成するため、5つのセンターはそれぞれ目的を規定で明確に定めるとともに、専任あるいは兼任の教職員を配置して活動の充実を図っている。以上の実績や計画より、センター全体の活動は大学の目的達成に重要な貢献があり、その内容は教育研究の目的を達成する上で適切と判断できる。

観点2-2-1： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

平成16年度からの大学法人化に伴い、新たな運営上の組織体制が敷かれた。この中で、教育研究評議会(以下「評議会」という。)は、教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議することとした。また、教授会は、法人化前から存在したが、法人化後も教育全般に関する事項を所掌している。評議会には、教授会選出委員が9人入っており、方針的事項を扱う評議会と具体的な教育上の事項を扱う教授会は、太いパイプで結ばれている。また、毎月の評議会での審議・決定事項は、ほとんど漏れなくその1週間後の教授会で報告されており、教授会での審議の焦点化・充実化が図られている。

評議会への教育に関する提案議題の検討、及び教育に関する審議の進め方について、「運営会議」という組織が機能している。運営会議は、学長・理事及び副学長で構成されており、学長は理事・副学長を通じて各委員会や室での教育に関する取り組みを掌握することができる。この学長を囲む運営会議は毎週開催され、評議会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たしている。この調整機能が、教育に関する事項全般の効果的な審議をもたらしている。時としてリアルタイムの審議が求められる教育に関する事項を扱うため、定例では月1回の評議会と教授会は、下表(資料2-2-1)に示したように臨時での開催も行われた。

資料2 - 2 - 1 - A 教育研究評議会等開催回数

会 議 名	平成 16 年度	平成 17 年度
教育研究評議会	18	19
教授会	14	15
運営会議	44	50

【分析結果とその根拠理由】

本学、教授会は全教員が参加し、評議会より報告される教育に関する方針的な重要事項を勘案して、十分な議論をつくした審議を行っている。この審議のための教授会資料は、議論の焦点化・充実化を図るため運営会議で事前に吟味されている。以上、本学では、評議会、教授会及び運営会議が、教育に関する重要事項を審議する上で、それぞれの役割を適切に担いつつ、必要な活動を行っていると言える。

観点 2 - 2 - 2 : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学には、教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会、教育企画委員会及び教育課程開発室がある。それぞれの審議事項と組織(メンバー構成)及び平成 16、17 年度での開催回数を示す(資料 2 - 2 - 2)。

資料 2 - 2 - 2

<p>教務委員会 (審議事項) 第 2 条 委員会は、教務に関する次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育課程の運用に関すること。 二 授業に関すること。 三 入学、卒業、修了、休学、退学等学籍に関すること。 四 教育行事に関すること。 五 科目等履修生、特別聴講学生等に関すること。 六 介護等体験に関すること。 七 その他教務に関し必要なこと。 <p>(組織) 第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 副学長(教育担当) 二 教授会において選出された者 8 人 ただし、同一講座に所属する委員は 1 人までとし、学校教育教員養成課程及び総合教育課程のそれぞれの担当教員(副担当教員を除く。)を 2 人含むものとする。 三 教務課長 <p>2 学長補佐(教育課程担当)は、必要に応じて委員会に出席するものとする。 3 第 1 項第二号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(開催回数) 平成 16 年度 26 回、平成 17 年度 29 回</p> <p>ファカルティ・ディベロップメント委員会 (審議事項) 第 2 条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する次の各号に掲げる事項について審議する。</p>
--

- 一 授業の内容及び方法の開発を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。)の実施計画の作成に関する事。
- 二 全学的なFDの実施及びその総括に関する事。
- 三 その他、FDの推進に関し必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長(教育担当)
- 二 教授会において選出された者 5人
- 三 教務委員会委員 1人
- 四 教務課長

2 前項第二号の委員は、学長が委嘱する。

(開催回数) 平成16年度9回、平成17年度11回

教育企画委員会

(審議事項)

第2条 委員会は、教育及び学生に関する次の各号に掲げる事項の基本方針について審議する。

- 一 教育課程及び教育方法に関する事。
- 二 学生の入学、修学、卒業、修了及びその他学生の在籍に関する事。
- 三 学生への支援、指導に関する事。
- 四 その他教育及び学生に関し必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事(教育担当)
- 二 学長補佐(教育課程担当)
- 三 学長補佐(就職担当)
- 四 学長補佐(入試担当)
- 五 教授会において選出された評議員のうちから3人
- 六 教務委員会委員長
- 七 教育実習委員会委員長
- 八 ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- 九 学生委員会委員長
- 十 留学生委員会委員長
- 十一 教務課長
- 十二 学生支援課長
- 十三 入試課長
- 十四 学長が指名する者 若干名

2 前項第五号及び第十四号の委員は、学長が委嘱する。

(開催回数) 平成16年度13回、平成17年度13回

教育課程開発室(平成18年度発足)

(任務)

第2条 開発室は、次に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行う。

- 一 教育課程に関する事。
- 二 その他、教育課程の開発に関する重要事項

(組織)

第3条 開発室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 理事(教育担当)
- 二 学長補佐(教育課程担当)
- 三 学長が指名する教員 2人
- 四 教務課長
- 五 学長が指名する事務職員 若干名

2 前項第三号及び第五号の室員は、学長が委嘱する。

出典(審議事項、任務及び組織の項):各委員会等規則

教務委員会とFD委員会は教授会の下に置かれているため、教授会選出委員が中心の構成である。教育企画委員会は教育研究評議会の下に置かれ、教育担当の理事を委員長として、学長補佐及び各種委員会委員長が出席して、教学全般的な事項の方針策定とともに、各委員会間の意思疎通を図っている。教育課程開発室は教育担当理事の下、教育課程の開発のための資料収集・分析、企画・立案を担っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育課程及び教育方法を検討する体制として、企画・立案の教育課程開発室、方針策定の教育企画委員会、教育課程運用の教務委員会、そして教育方法・内容の研究のFD委員会が有機的に連携して、標題の検討のための適切な体制を敷いている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、学士課程、大学院課程および特殊教育特別専攻科のそれぞれにおいて、この間いくつかの組織改編を行ってきた。学士課程については、平成11年学部改組(2課程編成)を経て、平成17年には学校教員養成課程の定員増および総合教育課程の再編を実施して、現行の教育研究組織を整備した。一方大学院課程については、平成16年に従来の11専攻を現行の3専攻13専修に改組している。特殊教育特別専攻科については、平成19年度より、特別支援教育特別専攻科(情緒障害・発達障害専攻)として新たなスタートを切るべく準備を進めている。これらの改組はいずれも、社会的・時代的要請を勘案しつつ、当該教育研究組織の目的をよりよく実現していくために実施されたものであり、そうした過程を経て到達した現行教育研究組織は、本学のポテンシャルを時代のニーズに適合させるべく、学内の叡智を結集して生み出されたものである。また、そうした組織改編の際には、いずれの場合も学生に対する責任ある指導体制を確保すべきことを重視し、たとえば、学部2課程における主担任・副担任制度などの制度的な保証を確立してきた。

各センターはそれぞれの目的に応じた主体的な活動を展開すると同時に、学部・大学院の教育研究への支援、社会との連携・協力及び貢献等、多様な取り組みを行っている。

教養教育の実施体制、教育活動に係る重要事項を審議する体制、教育課程・教育法統を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を創出している。

【改善を要する点】

授業実施、カリキュラムの検討、単位認定等の教務事項全般を扱う教務委員会は、平成16年度26回、平成17年度29回と、月1回のペースをはるかに超えた頻度で開催され、教育課程・教育方法の実質的・具体的検討を行った。学部・大学院を合わせて教務事項が多く、これらが教務委員会に集中している現状があり、この点の改善・緩和が必要である。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学の教育研究組織(実施体制)は、学生教育組織については、2課程7コース22専修からなる学士課程、3専攻13専修からなる大学院課程(修士)、1専攻2コースからなる特別専攻科からなる。これらはいずれも、社

会的・時代的要請に鑑みつつ、当該組織の目的をよりよく実現していくために、いくたびかの組織改編を経て、現行の組織となったものであり、大学の目的に照らして、現時点においては最善の組織形態であると考えられる。

一方、これらの学生教育組織に対応する教員組織は、基本的には大学院課程の学生組織に対応した講座編成をとっている。学部については、2つの課程双方の学生教育に明確な責任指導体制を確立すべく、主担任・副担任制度を導入するなどの対応をとっており、小規模単科大学のメリット（少人数指導による教育・研究の充実など）を生かしつつ、同時にその困難さ（教職員数の絶対的な少なさなど）をカバーする体制として、本学の教育研究の目的に照らして適切なものと言える。

さらに、本学に設置された5つのセンターは、それぞれ教育研究の目的を達成するための役割を担っている。学術情報研究センターは、書誌情報・電子情報の受発信を通じて本学の教育研究の水準向上に貢献している。保健管理センターは、学生及び教職員の一元的な健康管理とともに、積極的な健康に関する啓発活動を展開している。教育実践総合センターは、本学と地域との連携諸活動を結ぶHubの役割を果たしている。自然環境教育センターは、実践的な環境教育のフィールドを提供している。また、特別支援教育研究センターは、特別支援での本学の教育研究成果を活かした地域連携活動を展開している。以上、5つのセンターは、学部・大学院の教育研究と不可分の機能を有している。

教養教育の実施体制、教授会をはじめとする教育活動に係る重要事項を審議する体制、教務委員会をはじめとする教育課程・教育法法統を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を創出してきた。